

名称：「CROWN」事件

商標使用権抹消登録・反訴請求控訴事件

知財高裁 平成20年(ネ)第10018号

平成20年7月23日判決言渡(棄却判決)

民法95条、商標法53条、不正競争防止法2条1項13号

キーワード：錯誤、専用使用権者の正当使用義務違反、原産地等誤認惹起行為、契約解除

〔概要〕

「被控訴人の原産地等誤認惹起行為を専用使用権契約の解除事由として重く見ることはできない」として、控訴人の請求が棄却された事例

〔本件商標〕

CROWN	指定商品 第14類「カフスボタン」 第26類「ボタン類」
--------------	------------------------------------

〔事実経緯〕

- 1) 平成9年10月ころ、本件商標の商標権者である控訴人（株式会社久永製作所）は、取引があったB（訴外）より、本件商標の使用許諾をして欲しいとの意向をもっている人物がいるという紹介の話を受けた。控訴人としては、Bに対し多大な恩義を感じていたから、使用許諾の申入れを承諾した。
- 2) 平成10年1月ころ、Bと全く無関係のところで、被控訴人（東洋エンタープライズ株式会社）より、本件商標をスライドファスナー等に使用したいとの申入れがなされた。
- 3) 平成10年2月21日、控訴人と被控訴人との間で専用使用権設定契約（以下「本件契約」）が締結された。
- 4) 平成10年4月27日、専用使用権設定登録
- 5) 平成10年後半ころ、Bより控訴人に対して、本件商標を使用したい者（訴外のトイズマッコイ）がいるため使用許諾をしてもらいたいとの申入れがなされた。この申入れがなされた時点で初めて、控訴人は、本件契約締結に際し、契約の相手方を誤認していたことに気づいた。
- 6) 平成14年7月9日、本件商標の存続期間更新登録
- 7) 平成15年5月15日、被控訴人より控訴人に対して、本件商標の専用使用権設定登録の更新の申入れがなされた。
- 8) 平成15年9月17日、控訴人は、被控訴人に対して、本件商標の使用事実を確認したい旨の通知をした。
- 9) 平成15年10月14日、本件商標の使用状況を示す物件として、被控訴人から控訴人へスライドファスナー（以下、「本件ファスナー」）の現物4品、説明書及びカタログが送付された。
- 10) 平成15年10～11月ころ、控訴人は、被控訴人に対し、本件商標について、トイズマッコイへの使用許諾を承諾するよう申し入れた。
- 11) 平成16年6月ころから、被控訴人とトイズマッコイは直接交渉を開始し、契約書案を作成するまでに至ったが、それ以降は交渉に進展はなかった。
- 12) 平成18年9月21日、控訴人により原審訴訟が提起された。
- 13) 平成18年11月13日、控訴人は、被控訴人に対して、本件ファスナーに「U.S.A.」と刻印されていること等を理由に、催告をすることなく本件契約解除の意思表示をした。

14) 平成19年3月29日、被控訴人は、本件ファスナーの製造元の山崎商事に対し、本件ファスナーに刻印された「USA」又は「MADE IN USA」の文字を削除するようにとの指示をし、新たな金型が製作された。

15) 平成19年12月26日、被控訴人の主張がほぼ認められる原審判決がなされた。

[争点]

- (1) 本件契約における控訴人の錯誤によって、本件契約が無効とされるべきか否か。
- (2) 被控訴人の行為が商標法53条1項に該当するか否か。
- (3) 被控訴人の行為が不正競争防止法2条1項13号に該当するか否か。
- (4) 被控訴人の行為が本件契約の解除事由となるか否か。

[裁判所の判断]

(争点1)：『控訴人は、被控訴人を本件契約の当事者と認識し、被控訴人と契約を締結する意思で本件契約を締結したことは明らかであるから、契約の相手方自体には錯誤はない。控訴人の主張は、その相手方がBから紹介された者であるかどうかという点に錯誤があったというものであるところ、このような錯誤は、契約を締結するに至った動機に関する錯誤にすぎないものである。』として、錯誤無効の主張を認めることができないと判断した。

(争点2)：『本件ファスナーは、スライダーの本体部分又はプル部分の各表側に本件商標の刻印が、同裏側に「USA」又は「MADE IN USA」の刻印がある。よって、「CROWN」と、「USA」又は「MADE IN USA」とは一体の商標と認められない。したがって、本件ファスナーには、「CROWN」という登録商標が付されているものの、「CROWN」と、「USA」又は「MADE IN USA」とが一体となった「登録商標に類似する商標」が付されているということはできない。』として、被控訴人の行為は商標法53条1項に該当しないと判断した。

(争点3)：『被控訴人が本件ファスナーに「USA」又は「MADE IN USA」の表示を付した行為は、不正競争防止法2条1項13号が規定する原産地を誤認させるような表示をする行為に当たる。』として、被控訴人の行為は不正競争防止法2条1項13号に該当すると判断した。

(争点4)：『控訴人は、平成15年10月14日に本件ファスナーを受領した後、平成18年11月13日まで、被控訴人の原産地等誤認惹起行為について、3年以上にわたって問題としようとすればできたにもかかわらず問題としなかった。また、被控訴人は、製造元の山崎商事に対し、本件ファスナーに刻印された「USA」又は「MADE IN USA」の文字を削除するようにとの指示を行っており、前記措置は契約解除を妨げる事情というべきである。』として、被控訴人の原産地等誤認惹起行為を専用使用権契約の解除事由として重く見ることはできないと判断した。

[コメント]

裁判所は、控訴人が被控訴人の原産地等誤認惹起行為について長期にわたって問題にしなかった点を重視し、被控訴人の上記行為を解除事由として認めなかった。例えば賃貸借契約では、当事者の一方が背信的かつ重大な行為によって当事者間の信頼関係を破壊した場合に、解除事由と判断される判例が多数ある。本件では、被控訴人の原産地等誤認惹起行為が、信頼関係を破壊する程の重大な行為ではないと判断されたものと考えられる。